社会福祉法人貞信福祉会 役員等報酬支給規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第9条、及び定款第25条の規定に従い、社会福祉法人貞信福祉会の理事長、常務理事、理事、監事、評議員、及び評議員選任・解任委員(以下、「役員等」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の区分)

- 第2条 役員等には勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。
 - 1) 常勤の役員等については、報酬を支給する。
 - 2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- 2 常勤の職員で役員等を兼ねる者は、非常勤の役員として扱う。

(報酬の上限および金額)

- 第3条 役員等の報酬の上限は別表1に定めるとおりとする。
- 2 常勤の役員等の報酬額は評議員会で審議し、決定する。

(業務に応じた報酬の種類)

- 第4条 業務に応じた報酬の種類は次のとおりとする。
 - 1)会議報酬
 - 2) 監査報酬
 - 3)業務の処理、決済、市監査の立会等
- 2 前項第2号、第3号の報酬は次の各号に該当する者には支給しない。
 - 1) 常勤の役員等
 - 2) 常勤の職員で役員等を兼ねる者

(業務に応じた報酬の額)

第5条 業務に応じた報酬の額は次のとおりとする。

1)会議報酬 1日につき10,000円 2)監査報酬 1日につき10,000円 3)業務処理 1日につき10,000円 半日につき 5,000円 4)市監査業務の立会 1日につき10,000円

半日につき 5,000円

5) 研修会等 1日につき10,000円

半日につき 5,000円

(費用の弁済)

- 第6条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、 手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- 2 役員等が職務のために出張したときは、旅費規程にもとづき旅費を支給する。
- 3 常勤の役員等には職員と同様に通勤手当を支給する。

(常勤の役員等への各種手当)

- 第7条 常勤の役員等には、住宅手当支給細則にもとづき、職員と同様に住宅手当を支給する。
- 2 前項の各種手当の支給は、報酬の一部とする。

(報酬の支払い)

第8条 報酬の支払いについては、毎月の給与支払い日に銀行振り込みとする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は評議員会の議を経るものとする。

別表1

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額の上限
常勤の役員等	500万円
非常勤の役員等	30万円

附則

- 1 この規則は平成29年4月1日にさかのぼり施行する。
- 2 この規則の名称変更および全面改訂は、平成29年4月1日にさかのぼり施行する。